

○ 審査基準（警備業）

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																				
審 査 基 準 令和8年6月10日作成 <table><tr><td>法 令 名：警備業法（7－1）</td></tr><tr><td>根 拠 条 項：第4条</td></tr><tr><td>処 分 の 概 要：警備業の認定</td></tr><tr><td>原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法 令 の 定 め： 警備業法第3条（警備業の要件）、第5条第1項～第3項（認定手続） 警備業法施行規則第3条、第4条（認定等の申請） 警備業の要件に関する規則第1条～第3条（警備業の要件）</td></tr><tr><td>審 査 基 準： 警備業法第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 警備業法第3条第4号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2）暴力的不法行為等とは、警備業の要件に関する規則第2条に掲げるものをいう。 警備業法第3条第9号に該当する場合とは、警備員指導教育責任者として選任しようとする者を、当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。</td></tr><tr><td>標 準 処 理 期 間：40日</td></tr><tr><td>申 請 先：主たる営業所を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話043-201-0110）</td></tr><tr><td>備 考：</td></tr></table>	法 令 名：警備業法（7－1）	根 拠 条 項：第4条	処 分 の 概 要：警備業の認定	原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め： 警備業法第3条（警備業の要件）、第5条第1項～第3項（認定手続） 警備業法施行規則第3条、第4条（認定等の申請） 警備業の要件に関する規則第1条～第3条（警備業の要件）	審 査 基 準： 警備業法第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 警備業法第3条第4号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2）暴力的不法行為等とは、警備業の要件に関する規則第2条に掲げるものをいう。 警備業法第3条第9号に該当する場合とは、警備員指導教育責任者として選任しようとする者を、当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。	標 準 処 理 期 間：40日	申 請 先：主たる営業所を管轄する警察署の生活安全課	問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話043-201-0110）	備 考：	審 査 基 準 平成20年2月6日作成 <table><tr><td>法 令 名：警備業法（7－1）</td></tr><tr><td>根 拠 条 項：第4条</td></tr><tr><td>処 分 の 概 要：警備業の認定</td></tr><tr><td>原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法 令 の 定 め： 警備業法第3条（警備業の要件）、第5条第1項～第3項（認定手続及び認定証） 警備業法施行規則第3条、第4条（認定等の申請） 警備業の要件に関する規則第1条～第3条（警備業の要件）</td></tr><tr><td>審 査 基 準： 警備業法第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 警備業法第3条第4号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2）暴力的不法行為等とは、警備業の要件に関する規則第2条に掲げるものをいう。 警備業法第3条第9号に該当する場合とは、警備員指導教育責任者として選任しようとする者を、当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。</td></tr><tr><td>標 準 処 理 期 間：40日</td></tr><tr><td>申 請 先：主たる営業所を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話043-201-0110）</td></tr><tr><td>備 考：</td></tr></table>	法 令 名：警備業法（7－1）	根 拠 条 項：第4条	処 分 の 概 要：警備業の認定	原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め： 警備業法第3条（警備業の要件）、第5条第1項～第3項（認定手続及び認定証） 警備業法施行規則第3条、第4条（認定等の申請） 警備業の要件に関する規則第1条～第3条（警備業の要件）	審 査 基 準： 警備業法第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 警備業法第3条第4号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2）暴力的不法行為等とは、警備業の要件に関する規則第2条に掲げるものをいう。 警備業法第3条第9号に該当する場合とは、警備員指導教育責任者として選任しようとする者を、当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。	標 準 処 理 期 間：40日	申 請 先：主たる営業所を管轄する警察署の生活安全課	問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話043-201-0110）	備 考：	法改正により認定証が廃止されたことからこれに係る記述を修正。
法 令 名：警備業法（7－1）																						
根 拠 条 項：第4条																						
処 分 の 概 要：警備業の認定																						
原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め： 警備業法第3条（警備業の要件）、第5条第1項～第3項（認定手続） 警備業法施行規則第3条、第4条（認定等の申請） 警備業の要件に関する規則第1条～第3条（警備業の要件）																						
審 査 基 準： 警備業法第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 警備業法第3条第4号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2）暴力的不法行為等とは、警備業の要件に関する規則第2条に掲げるものをいう。 警備業法第3条第9号に該当する場合とは、警備員指導教育責任者として選任しようとする者を、当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。																						
標 準 処 理 期 間：40日																						
申 請 先：主たる営業所を管轄する警察署の生活安全課																						
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話043-201-0110）																						
備 考：																						
法 令 名：警備業法（7－1）																						
根 拠 条 項：第4条																						
処 分 の 概 要：警備業の認定																						
原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め： 警備業法第3条（警備業の要件）、第5条第1項～第3項（認定手続及び認定証） 警備業法施行規則第3条、第4条（認定等の申請） 警備業の要件に関する規則第1条～第3条（警備業の要件）																						
審 査 基 準： 警備業法第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 警備業法第3条第4号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2）暴力的不法行為等とは、警備業の要件に関する規則第2条に掲げるものをいう。 警備業法第3条第9号に該当する場合とは、警備員指導教育責任者として選任しようとする者を、当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。																						
標 準 処 理 期 間：40日																						
申 請 先：主たる営業所を管轄する警察署の生活安全課																						
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話043-201-0110）																						
備 考：																						

改正後	改正前	備考
(削る。)	審 査 基 準	認定証の廃止に伴い 基準そのものを削除。
	平成 2 0 年 2 月 6 日 作成	
	法 令 名：警備業法 （ 7 - 2 ）	
	根 拠 条 項：第 5 条第 5 項	
	処 分 の 概 要：認定証の再交付	
	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
	法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第 7 条（認定証の再交付の申請）	
	審 査 基 準：	
	標 準 処 理 期 間： 2 0 日	
	申 請 先：主たる営業所を管轄する警察署の生活安全課	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）		
備 考：		

改正後	改正前	備考
審 査 基 準 <u>令和 8 年 6 月 1 0 日作成</u>	審 査 基 準 <u>平成 2 0 年 2 月 6 日作成</u>	認定証に係る記述を修正し、整理番号を変更。
法 令 名：警備業法 <u>(7 - 2)</u>	法 令 名：警備業法 <u>(7 - 3)</u>	
根 拠 条 項：第 7 条第 1 項	根 拠 条 項：第 7 条第 1 項	
処 分 の 概 要：認定の有効期間の更新	処 分 の 概 要：認定 <u>証</u> の有効期間の更新	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 警備業法第 3 条（警備業の要件）、第 7 条第 2 項～第 5 項（認定の有効期間の更新） 警備業法施行規則第 3 条、第 4 条、第 8 条（認定の有効期間の更新の申請） 警備業の要件に関する規則第 1 条～第 3 条（警備業の要件）	法 令 の 定 め： 警備業法第 3 条（警備業の要件）、第 7 条第 2 項～第 5 項（認定 <u>証</u> の有効期間の更新） 警備業法施行規則第 3 条、第 4 条、第 8 条（認定 <u>証</u> の有効期間の更新の申請） 警備業の要件に関する規則第 1 条～第 3 条（警備業の要件）	
審 査 基 準： 警備業法第 3 条各号のいずれにも該当しないときには、認定の有効期間を更新する。警備業法第 3 条第 4 号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注 1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 （注 2）暴力的不法行為等とは、警備業の要件に関する規則第 2 条に掲げるものをいう。警備業法第 3 条第 9 号に該当する場合とは、警備員指導教育責任者として選任しようとする者を、当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。	審 査 基 準： 警備業法第 3 条各号のいずれにも該当しないときには、認定 <u>証</u> の有効期間を更新する。警備業法第 3 条第 4 号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注 1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 （注 2）暴力的不法行為等とは、警備業の要件に関する規則第 2 条に掲げるものをいう。警備業法第 3 条第 9 号に該当する場合とは、警備員指導教育責任者として選任しようとする者を、当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。	
標 準 処 理 期 間： 4 0 日	標 準 処 理 期 間： 4 0 日	
申 請 先：主たる営業所を管轄する警察署の生活安全課	申 請 先：主たる営業所を管轄する警察署の生活安全課	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備係（電話 043-201-0110）	問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備係（電話 043-201-0110）	
備 考：	備 考：	

改正後	改正前	備考
(削る。)	審 査 基 準	認定証の廃止に伴い 基準そのものを削除。
	平成 2 0 年 2 月 6 日 作成	
	法 令 名：警備業法 （ 7 - 4 ）	
	根 拠 条 項：第 1 1 条第 3 項	
	処 分 の 概 要：認定証の書換え	
	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
	法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第 2 0 条、第 7 条第 2 項（認定証の書換えの申請）	
	審 査 基 準：	
	標 準 処 理 期 間： 2 0 日	
	申 請 先：主たる営業所を管轄する警察署の生活安全課	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）		
備 考：		

改正後	改正前	備考
審 査 基 準 令和 8 年 6 月 1 0 日作成	審 査 基 準 平成 2 0 年 2 月 6 日作成	備考 整理番号を変更。
法 令 名：警備業法 <u>(7-3)</u> 根 拠 条 項：第 2 2 条第 2 項 処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の交付 原権者（委任先）：千葉県公安委員会 法 令 の 定 め： 警備業法第 2 2 条第 3 項、第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 6 号（警備員指導教育責任者の要件） 警備業法施行規則第 4 2 条（警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請） 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 8 条（公安委員会の認定基準） 審 査 基 準： 警備業法第 2 2 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同条第 4 項各号のいずれにも該当しない者であるときは、警備業務の区分ごとに資格者証を交付する。 このうち、同条第 2 項第 2 号の認定の基準は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 8 条に規定されているが、同条第 1 号の「当該警備業務の区分に係る警備員の指導及び教育について十分な能力を有する」とは、実際に当該警備業務の区分に係る警備業務に関し、警備員を指導、教育した経験が相当にあり、かつ、警備員指導教育責任者としてふさわしい人格識見があること等をいう。 標 準 処 理 期 間： 3 0 日 申 請 先：住所地进行を管轄する警察署の生活安全課 問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110） 備 考：	法 令 名：警備業法 <u>(7-5)</u> 根 拠 条 項：第 2 2 条第 2 項 処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の交付 原権者（委任先）：千葉県公安委員会 法 令 の 定 め： 警備業法第 2 2 条第 3 項、第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 6 号（警備員指導教育責任者の要件） 警備業法施行規則第 4 2 条（警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請） 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 8 条（公安委員会の認定基準） 審 査 基 準： 警備業法第 2 2 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同条第 4 項各号のいずれにも該当しない者であるときは、警備業務の区分ごとに資格者証を交付する。 このうち、同条第 2 項第 2 号の認定の基準は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 8 条に規定されているが、同条第 1 号の「当該警備業務の区分に係る警備員の指導及び教育について十分な能力を有する」とは、実際に当該警備業務の区分に係る警備業務に関し、警備員を指導、教育した経験が相当にあり、かつ、警備員指導教育責任者としてふさわしい人格識見があること等をいう。 標 準 処 理 期 間： 3 0 日 申 請 先：住所地进行を管轄する警察署の生活安全課 問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110） 備 考：	

改正後	改正前	備考																				
審 査 基 準 令和 8 年 6 月 1 0 日作成 <table><tr><td>法 令 名：警備業法 <u>(7 - 4)</u></td></tr><tr><td>根 拠 条 項：第 2 2 条第 5 項</td></tr><tr><td>処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の書換え</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第 4 3 条第 1 項、第 2 項（警備員指導教育責任者資格者証の書換えの申請）</td></tr><tr><td>審 査 基 準：</td></tr><tr><td>標準処理期間： 1 4 日</td></tr><tr><td>申 請 先： 住所地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問 い 合 わ せ 先： 生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）</td></tr><tr><td>備 考：</td></tr></table>	法 令 名：警備業法 <u>(7 - 4)</u>	根 拠 条 項：第 2 2 条第 5 項	処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の書換え	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第 4 3 条第 1 項、第 2 項（警備員指導教育責任者資格者証の書換えの申請）	審 査 基 準：	標準処理期間： 1 4 日	申 請 先： 住所地を管轄する警察署の生活安全課	問 い 合 わ せ 先： 生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）	備 考：	審 査 基 準 平成 2 0 年 2 月 6 日作成 <table><tr><td>法 令 名：警備業法 <u>(7 - 6)</u></td></tr><tr><td>根 拠 条 項：第 2 2 条第 5 項</td></tr><tr><td>処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の書換え</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第 4 3 条第 1 項、第 2 項（警備員指導教育責任者資格者証の書換えの申請）</td></tr><tr><td>審 査 基 準：</td></tr><tr><td>標準処理期間： 1 4 日</td></tr><tr><td>申 請 先： 住所地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問 い 合 わ せ 先： 生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）</td></tr><tr><td>備 考：</td></tr></table>	法 令 名：警備業法 <u>(7 - 6)</u>	根 拠 条 項：第 2 2 条第 5 項	処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の書換え	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第 4 3 条第 1 項、第 2 項（警備員指導教育責任者資格者証の書換えの申請）	審 査 基 準：	標準処理期間： 1 4 日	申 請 先： 住所地を管轄する警察署の生活安全課	問 い 合 わ せ 先： 生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）	備 考：	前同
法 令 名：警備業法 <u>(7 - 4)</u>																						
根 拠 条 項：第 2 2 条第 5 項																						
処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の書換え																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第 4 3 条第 1 項、第 2 項（警備員指導教育責任者資格者証の書換えの申請）																						
審 査 基 準：																						
標準処理期間： 1 4 日																						
申 請 先： 住所地を管轄する警察署の生活安全課																						
問 い 合 わ せ 先： 生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）																						
備 考：																						
法 令 名：警備業法 <u>(7 - 6)</u>																						
根 拠 条 項：第 2 2 条第 5 項																						
処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の書換え																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第 4 3 条第 1 項、第 2 項（警備員指導教育責任者資格者証の書換えの申請）																						
審 査 基 準：																						
標準処理期間： 1 4 日																						
申 請 先： 住所地を管轄する警察署の生活安全課																						
問 い 合 わ せ 先： 生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）																						
備 考：																						

改正後	改正前	備考																				
審査基準 令和8年6月10日作成 <table><tr><td>法令名：警備業法 <u>(7-5)</u></td></tr><tr><td>根拠条項：第22条第6項</td></tr><tr><td>処分の概要：警備員指導教育責任者資格者証の再交付</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め： 警備業法施行規則第43条第3項（警備員指導教育責任者資格者証の再交付の申請）</td></tr><tr><td>審査基準：</td></tr><tr><td>標準処理期間： 14日</td></tr><tr><td>申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問い合わせ先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：警備業法 <u>(7-5)</u>	根拠条項：第22条第6項	処分の概要：警備員指導教育責任者資格者証の再交付	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 警備業法施行規則第43条第3項（警備員指導教育責任者資格者証の再交付の申請）	審査基準：	標準処理期間： 14日	申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課	問い合わせ先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）	備考：	審査基準 平成20年2月6日作成 <table><tr><td>法令名：警備業法 <u>(7-7)</u></td></tr><tr><td>根拠条項：第22条第6項</td></tr><tr><td>処分の概要：警備員指導教育責任者資格者証の再交付</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め： 警備業法施行規則第43条第3項（警備員指導教育責任者資格者証の再交付の申請）</td></tr><tr><td>審査基準：</td></tr><tr><td>標準処理期間： 14日</td></tr><tr><td>申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問い合わせ先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：警備業法 <u>(7-7)</u>	根拠条項：第22条第6項	処分の概要：警備員指導教育責任者資格者証の再交付	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 警備業法施行規則第43条第3項（警備員指導教育責任者資格者証の再交付の申請）	審査基準：	標準処理期間： 14日	申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課	問い合わせ先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）	備考：	前同
法令名：警備業法 <u>(7-5)</u>																						
根拠条項：第22条第6項																						
処分の概要：警備員指導教育責任者資格者証の再交付																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 警備業法施行規則第43条第3項（警備員指導教育責任者資格者証の再交付の申請）																						
審査基準：																						
標準処理期間： 14日																						
申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課																						
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）																						
備考：																						
法令名：警備業法 <u>(7-7)</u>																						
根拠条項：第22条第6項																						
処分の概要：警備員指導教育責任者資格者証の再交付																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 警備業法施行規則第43条第3項（警備員指導教育責任者資格者証の再交付の申請）																						
審査基準：																						
標準処理期間： 14日																						
申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課																						
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）																						
備考：																						

改正後	改正前	備考																				
審 査 基 準 令和 8 年 6 月 1 0 日作成 <table><tr><td>法 令 名：警備業法 <u>(7 - 6)</u></td></tr><tr><td>根 拠 条 項：第 2 3 条第 4 項</td></tr><tr><td>処 分 の 概 要：合格証明書の交付</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法 令 の 定 め： 警備業法第 2 3 条第 5 項、第 2 2 条第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 7 号（合格証明書の交付の要件） 警備員等の検定等に関する規則第 1 4 条（合格証明書の交付の申請）</td></tr><tr><td>審 査 基 準：</td></tr><tr><td>標 準 処 理 期 間： 3 0 日</td></tr><tr><td>申 請 先：住所又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話043-201-0110）</td></tr><tr><td>備 考：</td></tr></table>	法 令 名：警備業法 <u>(7 - 6)</u>	根 拠 条 項：第 2 3 条第 4 項	処 分 の 概 要：合格証明書の交付	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め： 警備業法第 2 3 条第 5 項、第 2 2 条第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 7 号（合格証明書の交付の要件） 警備員等の検定等に関する規則第 1 4 条（合格証明書の交付の申請）	審 査 基 準：	標 準 処 理 期 間： 3 0 日	申 請 先：住所又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課	問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話043-201-0110）	備 考：	審 査 基 準 平成 2 0 年 2 月 6 日作成 <table><tr><td>法 令 名：警備業法 <u>(7 - 8)</u></td></tr><tr><td>根 拠 条 項：第 2 3 条第 4 項</td></tr><tr><td>処 分 の 概 要：合格証明書の交付</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法 令 の 定 め： 警備業法第 2 3 条第 5 項、第 2 2 条第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 7 号（合格証明書の交付の要件） 警備員等の検定等に関する規則第 1 4 条（合格証明書の交付の申請）</td></tr><tr><td>審 査 基 準：</td></tr><tr><td>標 準 処 理 期 間： 3 0 日</td></tr><tr><td>申 請 先：住所又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話043-201-0110）</td></tr><tr><td>備 考：</td></tr></table>	法 令 名：警備業法 <u>(7 - 8)</u>	根 拠 条 項：第 2 3 条第 4 項	処 分 の 概 要：合格証明書の交付	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め： 警備業法第 2 3 条第 5 項、第 2 2 条第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 7 号（合格証明書の交付の要件） 警備員等の検定等に関する規則第 1 4 条（合格証明書の交付の申請）	審 査 基 準：	標 準 処 理 期 間： 3 0 日	申 請 先：住所又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課	問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話043-201-0110）	備 考：	前同
法 令 名：警備業法 <u>(7 - 6)</u>																						
根 拠 条 項：第 2 3 条第 4 項																						
処 分 の 概 要：合格証明書の交付																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め： 警備業法第 2 3 条第 5 項、第 2 2 条第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 7 号（合格証明書の交付の要件） 警備員等の検定等に関する規則第 1 4 条（合格証明書の交付の申請）																						
審 査 基 準：																						
標 準 処 理 期 間： 3 0 日																						
申 請 先：住所又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課																						
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話043-201-0110）																						
備 考：																						
法 令 名：警備業法 <u>(7 - 8)</u>																						
根 拠 条 項：第 2 3 条第 4 項																						
処 分 の 概 要：合格証明書の交付																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め： 警備業法第 2 3 条第 5 項、第 2 2 条第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 7 号（合格証明書の交付の要件） 警備員等の検定等に関する規則第 1 4 条（合格証明書の交付の申請）																						
審 査 基 準：																						
標 準 処 理 期 間： 3 0 日																						
申 請 先：住所又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課																						
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話043-201-0110）																						
備 考：																						

改正後	改正前	備考																				
審査基準 令和 8 年 6 月 1 0 日作成 <table><tr><td>法 令 名：警備業法 <u>(7 - 7)</u></td></tr><tr><td>根 拠 条 項：第 2 3 条第 5 項において準用する第 2 2 条第 5 項</td></tr><tr><td>処 分 の 概 要：合格証明書の書換え</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第 1 5 条第 1 項、第 2 項、第 5 項（合格証明書の書換えの申請）</td></tr><tr><td>審査基準：</td></tr><tr><td>標準処理期間： 1 4 日</td></tr><tr><td>申 請 先：住所又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）</td></tr><tr><td>備 考：</td></tr></table>	法 令 名：警備業法 <u>(7 - 7)</u>	根 拠 条 項：第 2 3 条第 5 項において準用する第 2 2 条第 5 項	処 分 の 概 要：合格証明書の書換え	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第 1 5 条第 1 項、第 2 項、第 5 項（合格証明書の書換えの申請）	審査基準：	標準処理期間： 1 4 日	申 請 先：住所又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課	問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）	備 考：	審査基準 平成 2 0 年 2 月 6 日作成 <table><tr><td>法 令 名：警備業法 <u>(7 - 9)</u></td></tr><tr><td>根 拠 条 項：第 2 3 条第 5 項において準用する第 2 2 条第 5 項</td></tr><tr><td>処 分 の 概 要：合格証明書の書換え</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第 1 5 条第 1 項、第 2 項、第 5 項（合格証明書の書換えの申請）</td></tr><tr><td>審査基準：</td></tr><tr><td>標準処理期間： 1 4 日</td></tr><tr><td>申 請 先：住所又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）</td></tr><tr><td>備 考：</td></tr></table>	法 令 名：警備業法 <u>(7 - 9)</u>	根 拠 条 項：第 2 3 条第 5 項において準用する第 2 2 条第 5 項	処 分 の 概 要：合格証明書の書換え	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第 1 5 条第 1 項、第 2 項、第 5 項（合格証明書の書換えの申請）	審査基準：	標準処理期間： 1 4 日	申 請 先：住所又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課	問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）	備 考：	前同
法 令 名：警備業法 <u>(7 - 7)</u>																						
根 拠 条 項：第 2 3 条第 5 項において準用する第 2 2 条第 5 項																						
処 分 の 概 要：合格証明書の書換え																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第 1 5 条第 1 項、第 2 項、第 5 項（合格証明書の書換えの申請）																						
審査基準：																						
標準処理期間： 1 4 日																						
申 請 先：住所又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課																						
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）																						
備 考：																						
法 令 名：警備業法 <u>(7 - 9)</u>																						
根 拠 条 項：第 2 3 条第 5 項において準用する第 2 2 条第 5 項																						
処 分 の 概 要：合格証明書の書換え																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第 1 5 条第 1 項、第 2 項、第 5 項（合格証明書の書換えの申請）																						
審査基準：																						
標準処理期間： 1 4 日																						
申 請 先：住所又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課																						
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）																						
備 考：																						

改正後	改正前	備考																			
審 査 基 準 令和 8 年 6 月 1 0 日作成 <table><tr><td>法 令 名：警備業法 <u>(7 - 8)</u></td><td>法 令 名：警備業法 <u>(7 - 1 0)</u></td></tr><tr><td>根 拠 条 項：第 2 3 条第 5 項において準用する第 2 2 条第 6 項</td><td>根 拠 条 項：第 2 3 条第 5 項において準用する第 2 2 条第 6 項</td></tr><tr><td>処 分 の 概 要：合格証明書の再交付</td><td>処 分 の 概 要：合格証明書の再交付</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第 1 5 条第 3 項、第 4 項、第 5 項（合格証明書の再交付の申請）</td><td>法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第 1 5 条第 3 項、第 4 項、第 5 項（合格証明書の再交付の申請）</td></tr><tr><td>審 査 基 準：</td><td>審 査 基 準：</td></tr><tr><td>標 準 処 理 期 間： 1 4 日</td><td>標 準 処 理 期 間： 1 4 日</td></tr><tr><td>申 請 先：住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課</td><td>申 請 先：住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）</td><td>問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）</td></tr><tr><td>備 考：</td><td>備 考：</td></tr></table>	法 令 名：警備業法 <u>(7 - 8)</u>	法 令 名：警備業法 <u>(7 - 1 0)</u>	根 拠 条 項：第 2 3 条第 5 項において準用する第 2 2 条第 6 項	根 拠 条 項：第 2 3 条第 5 項において準用する第 2 2 条第 6 項	処 分 の 概 要：合格証明書の再交付	処 分 の 概 要：合格証明書の再交付	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第 1 5 条第 3 項、第 4 項、第 5 項（合格証明書の再交付の申請）	法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第 1 5 条第 3 項、第 4 項、第 5 項（合格証明書の再交付の申請）	審 査 基 準：	審 査 基 準：	標 準 処 理 期 間： 1 4 日	標 準 処 理 期 間： 1 4 日	申 請 先：住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課	申 請 先：住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課	問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）	問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）	備 考：	備 考：	前同
法 令 名：警備業法 <u>(7 - 8)</u>	法 令 名：警備業法 <u>(7 - 1 0)</u>																				
根 拠 条 項：第 2 3 条第 5 項において準用する第 2 2 条第 6 項	根 拠 条 項：第 2 3 条第 5 項において準用する第 2 2 条第 6 項																				
処 分 の 概 要：合格証明書の再交付	処 分 の 概 要：合格証明書の再交付																				
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会																				
法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第 1 5 条第 3 項、第 4 項、第 5 項（合格証明書の再交付の申請）	法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第 1 5 条第 3 項、第 4 項、第 5 項（合格証明書の再交付の申請）																				
審 査 基 準：	審 査 基 準：																				
標 準 処 理 期 間： 1 4 日	標 準 処 理 期 間： 1 4 日																				
申 請 先：住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課	申 請 先：住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課																				
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）	問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）																				
備 考：	備 考：																				

改正後	改正前	備考																				
審 査 基 準 令和 8 年 6 月 1 0 日作成	審 査 基 準 平成 2 0 年 2 月 6 日作成	前同																				
<table><tr><td>法 令 名：警備業法 <u>(7 - 9)</u></td></tr><tr><td>根 拠 条 項：第 4 2 条第 2 項</td></tr><tr><td>処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の交付</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法 令 の 定 め： 警備業法第 4 2 条第 3 項、第 2 2 条第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 6 号（機械警備業務管理者の要件） 警備業法施行規則第 6 3 条、第 4 2 条（機械警備業務管理者資格者証の交付の申請） 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 1 4 条（公安委員会の認定基準）</td></tr><tr><td>審 査 基 準： 警備業法第 4 2 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同条第 3 項において準用する同法第 2 2 条第 4 項各号のいずれにも該当しない者であるときは、資格者証を交付する。 このうち、同法第 4 2 条第 2 項第 2 号の認定の基準は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 1 4 条に規定されているが、同条第 1 号の「機械警備業務の管理について十分な能力を有する」とは、実際に警備業務用機械装置の運用の監督、指令業務の統制等機械警備業務の管理に関する業務に従事した経験が相当にあり、かつ、機械警備業務管理者としてふさわしい高度な判断能力を有すること等をいう。</td></tr><tr><td>標 準 処 理 期 間： 3 0 日</td></tr><tr><td>申 請 先：住所地进行を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）</td></tr><tr><td>備 考：</td></tr></table>	法 令 名：警備業法 <u>(7 - 9)</u>	根 拠 条 項：第 4 2 条第 2 項	処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の交付	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め： 警備業法第 4 2 条第 3 項、第 2 2 条第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 6 号（機械警備業務管理者の要件） 警備業法施行規則第 6 3 条、第 4 2 条（機械警備業務管理者資格者証の交付の申請） 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 1 4 条（公安委員会の認定基準）	審 査 基 準： 警備業法第 4 2 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同条第 3 項において準用する同法第 2 2 条第 4 項各号のいずれにも該当しない者であるときは、資格者証を交付する。 このうち、同法第 4 2 条第 2 項第 2 号の認定の基準は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 1 4 条に規定されているが、同条第 1 号の「機械警備業務の管理について十分な能力を有する」とは、実際に警備業務用機械装置の運用の監督、指令業務の統制等機械警備業務の管理に関する業務に従事した経験が相当にあり、かつ、機械警備業務管理者としてふさわしい高度な判断能力を有すること等をいう。	標 準 処 理 期 間： 3 0 日	申 請 先：住所地进行を管轄する警察署の生活安全課	問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）	備 考：	<table><tr><td>法 令 名：警備業法 <u>(7 - 1 1)</u></td></tr><tr><td>根 拠 条 項：第 4 2 条第 2 項</td></tr><tr><td>処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の交付</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法 令 の 定 め： 警備業法第 4 2 条第 3 項、第 2 2 条第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 6 号（機械警備業務管理者の要件） 警備業法施行規則第 6 3 条、第 4 2 条（機械警備業務管理者資格者証の交付の申請） 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 1 4 条（公安委員会の認定基準）</td></tr><tr><td>審 査 基 準： 警備業法第 4 2 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同条第 3 項において準用する同法第 2 2 条第 4 項各号のいずれにも該当しない者であるときは、資格者証を交付する。 このうち、同法第 4 2 条第 2 項第 2 号の認定の基準は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 1 4 条に規定されているが、同条第 1 号の「機械警備業務の管理について十分な能力を有する」とは、実際に警備業務用機械装置の運用の監督、指令業務の統制等機械警備業務の管理に関する業務に従事した経験が相当にあり、かつ、機械警備業務管理者としてふさわしい高度な判断能力を有すること等をいう。</td></tr><tr><td>標 準 処 理 期 間： 3 0 日</td></tr><tr><td>申 請 先：住所地进行を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）</td></tr><tr><td>備 考：</td></tr></table>	法 令 名：警備業法 <u>(7 - 1 1)</u>	根 拠 条 項：第 4 2 条第 2 項	処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の交付	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め： 警備業法第 4 2 条第 3 項、第 2 2 条第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 6 号（機械警備業務管理者の要件） 警備業法施行規則第 6 3 条、第 4 2 条（機械警備業務管理者資格者証の交付の申請） 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 1 4 条（公安委員会の認定基準）	審 査 基 準： 警備業法第 4 2 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同条第 3 項において準用する同法第 2 2 条第 4 項各号のいずれにも該当しない者であるときは、資格者証を交付する。 このうち、同法第 4 2 条第 2 項第 2 号の認定の基準は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 1 4 条に規定されているが、同条第 1 号の「機械警備業務の管理について十分な能力を有する」とは、実際に警備業務用機械装置の運用の監督、指令業務の統制等機械警備業務の管理に関する業務に従事した経験が相当にあり、かつ、機械警備業務管理者としてふさわしい高度な判断能力を有すること等をいう。	標 準 処 理 期 間： 3 0 日	申 請 先：住所地进行を管轄する警察署の生活安全課	問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）	備 考：	
法 令 名：警備業法 <u>(7 - 9)</u>																						
根 拠 条 項：第 4 2 条第 2 項																						
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の交付																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め： 警備業法第 4 2 条第 3 項、第 2 2 条第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 6 号（機械警備業務管理者の要件） 警備業法施行規則第 6 3 条、第 4 2 条（機械警備業務管理者資格者証の交付の申請） 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 1 4 条（公安委員会の認定基準）																						
審 査 基 準： 警備業法第 4 2 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同条第 3 項において準用する同法第 2 2 条第 4 項各号のいずれにも該当しない者であるときは、資格者証を交付する。 このうち、同法第 4 2 条第 2 項第 2 号の認定の基準は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 1 4 条に規定されているが、同条第 1 号の「機械警備業務の管理について十分な能力を有する」とは、実際に警備業務用機械装置の運用の監督、指令業務の統制等機械警備業務の管理に関する業務に従事した経験が相当にあり、かつ、機械警備業務管理者としてふさわしい高度な判断能力を有すること等をいう。																						
標 準 処 理 期 間： 3 0 日																						
申 請 先：住所地进行を管轄する警察署の生活安全課																						
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）																						
備 考：																						
法 令 名：警備業法 <u>(7 - 1 1)</u>																						
根 拠 条 項：第 4 2 条第 2 項																						
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の交付																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め： 警備業法第 4 2 条第 3 項、第 2 2 条第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 6 号（機械警備業務管理者の要件） 警備業法施行規則第 6 3 条、第 4 2 条（機械警備業務管理者資格者証の交付の申請） 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 1 4 条（公安委員会の認定基準）																						
審 査 基 準： 警備業法第 4 2 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同条第 3 項において準用する同法第 2 2 条第 4 項各号のいずれにも該当しない者であるときは、資格者証を交付する。 このうち、同法第 4 2 条第 2 項第 2 号の認定の基準は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 1 4 条に規定されているが、同条第 1 号の「機械警備業務の管理について十分な能力を有する」とは、実際に警備業務用機械装置の運用の監督、指令業務の統制等機械警備業務の管理に関する業務に従事した経験が相当にあり、かつ、機械警備業務管理者としてふさわしい高度な判断能力を有すること等をいう。																						
標 準 処 理 期 間： 3 0 日																						
申 請 先：住所地进行を管轄する警察署の生活安全課																						
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）																						
備 考：																						

改正後	改正前	備考																				
審査基準 令和8年6月10日作成 <table><tr><td>法令名：警備業法 <u>(7-10)</u></td></tr><tr><td>根拠条項：第42条第3項において準用する第22条第5項</td></tr><tr><td>処分の概要：機械警備業務管理者資格者証の書換え</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め： 警備業法施行規則第63条、第43条第1項（機械警備業務管理者資格者証の書換えの申請）</td></tr><tr><td>審査基準：</td></tr><tr><td>標準処理期間： 14日</td></tr><tr><td>申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問い合わせ先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：警備業法 <u>(7-10)</u>	根拠条項：第42条第3項において準用する第22条第5項	処分の概要：機械警備業務管理者資格者証の書換え	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 警備業法施行規則第63条、第43条第1項（機械警備業務管理者資格者証の書換えの申請）	審査基準：	標準処理期間： 14日	申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課	問い合わせ先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）	備考：	審査基準 平成20年2月6日作成 <table><tr><td>法令名：警備業法 <u>(7-12)</u></td></tr><tr><td>根拠条項：第42条第3項において準用する第22条第5項</td></tr><tr><td>処分の概要：機械警備業務管理者資格者証の書換え</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め： 警備業法施行規則第63条、第43条第1項（機械警備業務管理者資格者証の書換えの申請）</td></tr><tr><td>審査基準：</td></tr><tr><td>標準処理期間： 14日</td></tr><tr><td>申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問い合わせ先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：警備業法 <u>(7-12)</u>	根拠条項：第42条第3項において準用する第22条第5項	処分の概要：機械警備業務管理者資格者証の書換え	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 警備業法施行規則第63条、第43条第1項（機械警備業務管理者資格者証の書換えの申請）	審査基準：	標準処理期間： 14日	申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課	問い合わせ先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）	備考：	前同
法令名：警備業法 <u>(7-10)</u>																						
根拠条項：第42条第3項において準用する第22条第5項																						
処分の概要：機械警備業務管理者資格者証の書換え																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 警備業法施行規則第63条、第43条第1項（機械警備業務管理者資格者証の書換えの申請）																						
審査基準：																						
標準処理期間： 14日																						
申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課																						
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）																						
備考：																						
法令名：警備業法 <u>(7-12)</u>																						
根拠条項：第42条第3項において準用する第22条第5項																						
処分の概要：機械警備業務管理者資格者証の書換え																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 警備業法施行規則第63条、第43条第1項（機械警備業務管理者資格者証の書換えの申請）																						
審査基準：																						
標準処理期間： 14日																						
申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課																						
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）																						
備考：																						

改正後	改正前	備考
審 査 基 準	審 査 基 準	前同
令和 8 年 6 月 1 0 日作成	平成 2 0 年 2 月 6 日作成	
法 令 名：警備業法 (7 - 1 1)	法 令 名：警備業法 (7 - 1 3)	
根 拠 条 項：第 4 2 条第 3 項において準用する第 2 2 条第 6 項	根 拠 条 項：第 4 2 条第 3 項において準用する第 2 2 条第 6 項	
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の再交付	処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の再交付	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第 6 3 条、第 4 3 条第 3 項（機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請）	法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第 6 3 条、第 4 3 条第 3 項（機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請）	
審 査 基 準：	審 査 基 準：	
標準処理期間： 1 4 日	標準処理期間： 1 4 日	
申 請 先：住所地を管轄する警察署の生活安全課	申 請 先：住所地を管轄する警察署の生活安全課	
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）	問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）	
備 考：	備 考：	